

51 災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書

鶴岡市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合における福祉避難所の指定等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が次条に掲げる乙の施設を災害時における福祉避難所としてあらかじめ指定し、災害時にその施設に福祉避難所を開設し、運営することについて、必要な事項を定めるものとする。

（指定施設）

第2条 甲が福祉避難所として指定する乙の施設は、次のとおりとする。

施設名（所在地）

（協力の要請）

第3条 甲は、避難所が開設された場合で、一般の避難所での生活において特別な配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）があると認めるときは、乙に対して福祉避難所の開設及び甲が指定する要配慮者の当該福祉避難所への受入を要請するものとする。

（受入等）

第4条 乙は、前条の規定による甲の要請があったときは、要配慮者の受入の可否を速やかに判断し、当該可否を甲に連絡するものとする。この場合において、乙は、できる限り甲の要請を受け入れるよう努めるものとする。

2 要配慮者の福祉避難所への移送については、原則として当該要配慮者の家族等が行うものとする。ただし、家族等による移送が困難な場合は、甲は、当該要配慮者を福祉避難所へ移送するよう努めるものとし、乙は、甲から協力の依頼があったときは、可能な範囲内において当該移送に協力するものとする。

3 甲は、当該要配慮者の介助等にあたる家族等（以下「家族等」という。）について、当該要配慮者ととも福祉避難所に避難させることができるものとし、乙は、家族等を避難所に避難した者として受入を行うものとする。

4 乙は、乙に避難した者が前条の規定による甲の要請がない場合において、要配慮者であると認め、受入れたときは、遅滞なく甲に報告しなければならない。

5 甲は、乙に避難した者を前項の規定による乙の報告に基づき要配慮者であると認めるときは、前条の規定により甲が乙に対し受入の要請をし、乙が受入れたものとみなす。この場合において、家族等については、第3項の規定を適用する。

（受入期間）

第5条 乙が要配慮者を受入れる期間（以下「受入期間」という。）は、災害発生の日から起算して7日以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲が必要と認める場合は、甲乙協議のうえ、受入期間を延長することができるものとする。

3 乙は、受入期間が終了したときは、福祉避難所を閉鎖するものとする。

（物資の提供等）

第6条 乙は、受入れた要配慮者及び家族等に対し、必要な食糧、被服、寝具その他の生活必需品（以下「物資」という。）を提供するとともに、当該要配慮者の日常生活の支援並びに当該要配慮者が必要とする福祉サービス及び医療サービスを受けるための支援に努めるものとする。

2 甲は、乙が物資の提供等福祉避難所の運営を行うにあたり物資が不足する場合は、可能な範囲内で福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

（費用の負担）

第7条 甲は、災害救助法（昭和22年法律第108号）その他関連法令等の定めるところにより、甲の要請に基づき乙が負担した福祉避難所の開設及び運営に関する費用を負担するものとする。

2 前項の費用の算定方法は、家族等は一般の避難所に避難したものとして算定するものとする。

3 要配慮者が福祉サービス及び医療サービスを利用した場合の費用については、関係法令等の定めるところにより、要配慮者が負担するものとする。

4 甲は、乙から第1項の費用の支払について請求があったときは、すみやかに乙に支払うものとする。

（秘密の保持）

第8条 乙は、この協定の履行に関して知り得た事項を他に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても同様とする。

（協定の解除）

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。

(1) 受入れた要配慮者又は家族等に対する乙の対応が著しく誠意を欠くと認められるとき。

(2) 乙が正当な理由がなくこの協定を誠実に履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。

(3) 乙が福祉避難所の運営を維持することができないと認められるとき。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定の有効期間を当該満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書を2通作成し、甲乙両者記名のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年1月8日

甲 所在地 鶴岡市馬場町9番25号
名称 鶴岡市
代表者職氏名 鶴岡市長

乙 所在地 鶴岡市
名称
代表者職氏名